

各市町村最終評価結果書における選択状況について

4 本制度の実施効果及び制度の仕組みを踏まえた総合的な評価

評価区分	選択市町村数
A おおいに評価できる	2
B おおむね評価できる	10
C やや評価できる	7
D さほど評価できない	0
E ほとんど評価できない	0
F 全く評価できない	0
G その他	0

選択市町村数
(複数回答)

① 地域の実情に応じて交付金が活用できた	16
② 一定期間、安定して交付金が交付された	14
③ 集落の活性化に関する話し合いが活発化した	9
④ 集落ぐるみでの農地維持の意識が醸成された	17
⑤ 集落の自由で自発的な活動計画(協定)に基づく取組ができた	4
⑥ 農地の将来的な維持管理の見通しが共有できた	6
⑦ 新たな人材の受け入れや多様な組織等との連携に対する意識が醸成された	2
⑧ 集落間連携への意識が醸成された	2
⑨ 農業生産性の向上や所得向上など前向きな取組への意識が醸成された	5
⑩ 継続的な農地等維持への意識が醸成された	13
⑪ 農産物価格の変動に左右されない所得(個人配分)が確保された	3
⑫ その他の効果【 】	0
⑬ 効果なし	0

5 第1期対策から第4期対策までの効果等

選択市町村数
(複数回答)

① 耕作放棄地の発生が防止された	18
② 寄合、イベント、共同活動の活発化など農村協働力(集落機能)の向上・維持につながった	4
③ 水路・農道等の維持管理が適切に行われるようになった	14
④ 鳥獣被害が防止された	10
⑤ 多面的機能を増進する活動を通じて農村景観の保全など集落環境が向上した	7
⑥ 集落営農、認定農業者など担い手が確保された	0
⑦ 担い手への農地集積が進んだ	0
⑧ 農業用機械・施設の利用の共同化が進んだ	2
⑨ 新規就農者や協定活動の核となる新たな人材の受入が行われた	0
⑩ 高収益作物の導入、加工・直売、農家レストランの開業など所得向上の取組が行われた	0
⑪ 都市住民や非農家との交流が活発になった	4
⑫ 協定参加者の世代交代(若返り)が進んだ	0
⑬ 高齢者や女性による活動や世代間交流が活発になった	1
⑭ 高齢者や子育て世代への支援など定住条件が整備された	0
⑮ その他	1

6 今後、適切な農業生産活動が継続的に行われるための課題等

選択市町村数
(複数回答)

① 高齢化・過疎化の進行による協定参加者の減少	17
② 担い手の不在	13
③ リーダーや活動の核となる人材の不足	7
④ 農地の生産条件(圃場条件)の不利	4
⑤ 野生鳥獣の被害	10
⑥ 農業収入の減少	1
⑦ 農作業の省力化	3
⑧ 農村協働力(集落機能)の低下・共同取組活動の衰退	2
⑨ 集落内の話し合い回数の減少	1
⑩ 中山間地域の生活環境の改善	0
⑪ 交付金返還措置への不安	5
⑫ 行政との連携不足	0
⑬ 事業要件の見直し(協定期間(5年間)の短縮や交付単価の見直し等)	9
⑭ 事務負担の軽減	8
⑮ その他	0
⑯ 課題等はない	1

中山間地域等直接支払交付金・第4期対策（平成27年度～30年度）の実施状況

(1) 実施市町村数

県内の27市町村のうち、指定された地域を有する市町村は26市町村あり、そのうち制度を実施する市町村は19市町村である。

実施していない7市町村のうち3町村は同制度の規定する下限面積等の農用地基準を満たす対象農用地がない、4市町村が農家の高齢化等により協定締結ができない等の理由により未実施。

年 度	対象市町村数	計 画 ※ 策定市町村数	実施 市町村数
H27 (a)	26	23	19
H28	26	23	19
H29	26	23	19
H30 (b)	26	23	19
増 減 (b-a)	0	0	0

※農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

(2) 協定数の推移

第4期対策初年度の平成27年度と比較すると8協定増加している。

年 度	集落協定			個別協定	合 計
	基礎単価	通常単価			
H27 (a)	302	114	188	7	309
H28	307	114	193	7	314
H29	308	113	195	7	315
H30 (b)	309	103	206	8	317
増 減 (b-a)	7	△11	18	1	8

(3) 交付面積の推移

第4期対策初年度の平成27年度と比較すると、交付対象面積は48ha、交付金総額は9,751千円増加している。

年 度	交付対象面積 (ha)	交付金総額 (千円)
H27 (a)	3,689	495,716
H28	3,711	499,502
H29	3,728	502,685
H30 (b)	3,739	505,653
増 減 (b-a)	50	9,937

(H30年度交付面積、交付金額の内訳)

- ・ 地目別交付面積 : 田3,168ha、畑571ha
- ・ 交付基準別交付面積 : 急傾斜1,984ha、緩傾斜1,705ha、高齢化・耕作放棄地率51ha
- ・ 交付金額の配分割合 : 個人268,378千円、共同取組237,276千円

都道府県中間年評価書

都道府県名	山梨県	担当部署	農政部農村振興課
(市町村数) ① 全市町村数 27、② 対象市町村数 26、③ 促進計画策定市町村数 22、 ④ 交付市町村数 19		(協定数) ① 協定数315 ② 基礎単価113、 体制整備単価202、③ 集落協定308、 ④ 個別協定7	
(交付面積) ① 耕地面積 23,800ha ② 対象農用地面積 4,878ha ③ 交付面積 3,728a (基礎単価 891ha、体制整備単価 2,837ha) ④ 加算単価面積 (集落連携・機能維持加算 0ha、急傾斜農地保全加算 11.7ha) ⑤ 地目別交付面積 (田 3,157ha・畑 571ha) ⑥ 交付基準別交付面積 (急傾斜 1,976ha、緩傾斜 1,702ha、 高齢化率・耕作放棄地率 50ha)			
交付総額	5.03億円	配分割合	(個人) 2.65億円 (共同取組) 2.38億円
(協定の概要) ① 1 協定当たりの参加者数 37人、交付面積 118,349㎡、交付金額 1,595,823円 ② 参加者1人当たりの交付金額 44,426円 ③ 1 市町村当たりの協定数 17協定、交付面積 1,962,109㎡、 交付金額 26,457,059円			
交付金交付の評価 (運用第17等)			
<p>1 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況</p> <p>現段階では19協定(約6%)において進捗が遅れぎみであるが、それ以外の協定では確実に実施されている。19協定に対しても、話し合いや市町村等との連携強化、共同活動の充実等について指導・助言することにより、平成31年度には全協定で目標達成見込みである。</p> <p>「農業生産活動等として取り組むべき事項」(全協定必須)、「自立的かつ継続的な農業生産活動」(選択195協定)とも現段階においてはほぼ計画的に実施されている。</p> <p>アンケート調査では、将来農用地の一部が荒廃することを懸念している協定が半数を占めるなど、高齢化・担い手不足等により作業者の確保が難しくなっていくことが想定される。次期対策に向けて地域ぐるみでの担い手確保が課題である。</p>			
<p>2 農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況：全協定必須・基礎(8割)単価</p> <p>①「耕作放棄地の防止等の活動」として、各協定が計画に基づいて「農地の法面管理」や「柵、ネット等の設置」等を中心に取り組んでおり、平成31年度まで実施される見込みである。12協定(約4%)において進捗にやや遅れが見られるが、市町村のサポートにより今後の実施が見込まれる。</p> <p>特に鳥獣害対策に重点を置いて活動を行い、協定面積が微増している地域も見られる。なお個別協定においては、サポート等を必要とせず、全協定において円滑に実施されている。</p> <p>②「水路・農道等の管理」については、ほぼ全ての協定で計画的に取り組んでおり、今後も確実な実施が見込まれる。</p>			

③「多面的機能を増進する活動」については、「土壌流亡に配慮した営農」「景観作物の作付け」に多くの協定が計画的に取り組んでいる。

16協定（約5%）で課題があるものの、市町村の指導・助言により実施が見込まれる。

また、「棚田オーナー制度」や「体験農園」といった都市農村交流活動についても12協定が積極的に取り組んでおり、いずれも計画通り実施見込みである。

なお、個別協定は1協定のみが選択しているが、今後も計画通り実施見込みである。

3 自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況：選択・体制整備（10割）単価

県内の集落協定では308協定中、195協定で選択している。

・必須の農用地等保全活動は、7協定（約4%）でサポートが必要であるが、平成31年度までに全協定が達成見込みである。

・選択的必須要件の選択状況については、A要件（農業生産性の向上）は0、B要件（新規参加者を確保した活動）を1協定のみで、全てが高齢化対策としてC要件（集団的かつ持続的な体制整備）を選択しており、全協定で達成見込みである。

・B要件を選択した協定については、女性部が中心となり地場農産物の加工販売や地域と連携した食育活動に積極的に取り組んでいる。

・また、A要件の選択が前期対策より大きく減少しているが、高齢化や担い手不足により基礎的な活動のみ、もしくは高齢化対策でもある「C要件」の選択までに止めている協定が多いことが伺われる。

4 集落協定内における話し合いの状況

1協定あたり、年間平均5回の話し合いの機会を持っている。

地域の実情により最高は17回、最低は1回と差はあるが、市町村によっては話し合いの機会が増えた協定もあり、共同活動は活発化している。

また、回数が少ない協定についても、役員会や連絡体制を充実させたり、共同取り組み活動と併せて話し合いを持つ等、効率的な実施方法が工夫されている。

5 集落戦略への取組状況

・集落戦略を作成した協定は1協定のみであるが、1村1協定でまとまっていたため、村、協定とも円滑な推進や取組ができたことが要因であると思われる。

また、来年度に向けて検討が進められている協定も見られる。

・対象となる協定（15ha以上）における必要性の認識として、半数近くが「分からない」と回答しており、周知が不十分であると言える。

「必要」「不必要」と回答している協定についても、「10～15年先のことまで見込めない（現状の活動で精一杯）ため作成できない」のが実態である。

また、大規模協定の多くは選択的必須要件「C要件（集団的かつ持続的な体制整備＝耕作できなくなった者が出た際に備えて、代わりに耕作する者を位置づける）」を選択しているため、遡及返還に対してそれほど危機感を持っていない協定があることも想定される。

制度の評価（成果と課題）

※ 本制度の取組状況から、これまでの制度の評価と課題について簡潔に取りまとめるとともに、制度の改善・見直しの方向性を記載する。

【第三者委員会からの意見】

○第4期対策を実施しなかった協定からは「制度を活用したいが、事務負担が大変であるため継続を断念した」という声が多く聞かれている。

例えば写真をもって活動実施の確認を行い簡素化を図る等、農業者の事務負担軽減が必要である。

○第三者委員会では、当制度は農業・農村の維持のために大変有効な制度であり、継続していくべきと評価する。

また、本評価項目（以下①～④）に挙げられた課題については、当制度のみでなく他施

策を含めた総合的な対策が必要であり、今回の評価結果いかんにより、これらの課題が当制度だけの責任になってしまったり、次期対策に悪影響を与えてしまわないかを懸念する。

① 農業生産体制（農業経営体や後継者・新規就農者、農地利用等）

- ・本制度により、集落の共同による農業生産体制整備や農地の維持・管理の意識が高まるとともに活動が継続され、一定の成果が上がっている。
- ・地域差はあるが、高齢化が進行する中で、後継者不足や担い手確保が課題となっている。

② 所得形成（高収益作物の導入、6次産業化、都市農村交流等）

- ・6次産業化（そば、味噌作り等）や都市農村交流（農業体験受入等）で所得向上が図られている協定も見られるが、地域によってはそれ以前に生産量の維持が課題となっている。地域の実情に即した作物導入や販路の拡大等の検討・支援を行っていく必要がある。

③ 集落維持（多面的機能の維持、集落コミュニティの活性化等）

- ・集落単位での活動が基本であるため、協定の構成員相互で助け合いながら活動が進められており、高齢化や担い手不足が進展する中であっても、本制度の活用により農業生産活動の基礎である地域協同や農地維持・管理が継続されている。
- ・しかしながら、現状維持に精一杯の地域も多く、今後は近隣集落や農業生産法人、NPO等多様な担い手と連携して進めていけるよう指導・助言をしていく必要がある。
- ・多面的機能の維持や集落コミュニティの活性化のため、高齢化対策等を踏まえながら制度を継続していくことが重要である。

④ 行政取組等（都道府県の推進体制、市町村の推進活動に対する支援等）

- ・本県では年に2回程度、農村振興課が全市町村を対象とした担当者会議等を開催する他は、各農務事務所が本課と連携しながら、市町村に対して直接支援を行う体制をとっている。

特に平成28年度から、抽出検査を各農務事務所が主体となって実施する体制に変更したことにより、農務事務所と市町村が具体的な課題（各集落個別課題の他、鳥獣害対策、担い手対策等）を共有しながら推進することができている。

- ・「多面的機能支払交付金」と連携した推進により、集落活動の充実や可能な範囲での事務処理一元化、協定面積の拡大等を図っている。

- ・農業者の高齢化と市町村職員の業務量増加に伴い、交付事務や協定の事務支援に要する時間が多くなり、面積拡大や活動内容の深化に向けた積極的な推進ができなくなっているのが課題である。

⑤ ①～④及び集落等に対するアンケート調査結果等を踏まえた制度全体に係る総合的な評価

農業・農村の多面的機能の維持、耕作放棄地の発生防止、集落コミュニティの活性化等に対して、当制度は大変有効であり、今後も継続していく必要がある。

しかしながら、市町村評価やアンケートを通じて、「高齢化」「担い手・後継者不足」等による事務負担の増大や、活動継続に対する不安等が大きな課題となっており、次期対策では協定面積が縮小することも懸念される。

他施策等と総合的に連携して高齢化や担い手対策を進めるとともに、本制度についても5年間の協定期間の見直し、集落戦略要件・遡及返還規定の緩和、事務処理の簡素化等の制度改善を再検討する必要がある。